団体貸出利用案内

2018年4月改訂

団体貸出とは

市内の地域文庫、学校、職場団体、社会教育団体、読書団体、そのほか教育委員会が認める団体を対象とし、団体貸出室に所蔵している図書館資料の貸出を行います。

四件貝田主に別慮している四書昭貝行の貝田で打いより。	
	1. 登録方法
	①来館日時をお知らせください。
	②団体貸出利用登録申請書を提出してください。 申請に対しては責任者が必要です。
	③その場で貸出券を発行し、当日から貸出できます。
	貸出券は大切に保管してください。
登録	万が一、貸出券を紛失された場合は必ず来館前にご連絡ください。
	※本館で登録した団体貸出券は、公民館等図書室、本館1階・2階フロアではお使いいただけません。
	2. 登録の期限と更新
	3年毎に更新手続きが必要です。
	団体貸出利用登録申請書の提出を登録の更新とします。
貸出期間	2か月以内 ※予約、継続貸出はできません。
貸出点数	300点以内
	①3階団体貸出室にて貸出・返却手続きをします。
貸出・返却	※団体貸出券をお忘れの場合、貸出はできません。
	②来館日時を前日までにお知らせください。 *台車が必要な方はその旨もお伝えください。
	③ご来館されたら1階総合カウンターで団体名をお伝えください。
利用時間	図書館開館日の10時~18時
	・団体貸出を受けた資料の紛失、汚損・破損等があった場合、登録団体の責任者に資料の弁償
貸出に際して	をしていただく場合があります。
の責任	・返却期限を4週間以上過ぎると、貸出停止となります。貸出停止になった場合、すべての貸
	出ができなくなります。延滞本を返却した翌日から貸出が可能です。
	・ブックリストは、市立図書館ホームページ→ご利用案内→いろいろなサービス→団体貸出に
ブックリスト	PDF版で掲載しています。

長崎市立図書館

〒850-0032 長崎市興善町1番1号
TEL.095-829-4946 FAX.095-829-4948
開館時間:10時~20時 休館日:火曜日